

定例公安委員会開催概要

令和7年12月10日、次のとおり定例会議を開催しました。

1 審議・報告事項

(1) 令和8年度組織機構・配置定員の主な改正点

令和8年度組織機構・配置定員の主な改正点について報告を受けた。

吉本委員長から、「今回改正されるのは、どれも重要な項目である。特に警察署の再編整備については、既にノウハウを蓄えていると思うが、地域住民の不安を払拭できるように進めていただきたい。」旨の発言があった。

友井警察本部長から、「再編整備は住民のために行うものであるため、新体制になる4月1日以降に、住民の方に警察活動が強化されたと実感していただけるように組織運営を進めてまいりたい。」旨の発言があった。

(2) 捜査用似顔絵講習会の実施結果

捜査用似顔絵講習会の実施結果について報告を受けた。

眞鍋委員から、「紙と鉛筆で作成すると説明されたが、画像作成ソフト等、日々発展している技術を利用できるところはないのか。」旨の質問があり、清水刑事部長から、『『すぐにその場で描ける・修正できる』という点では、紙と鉛筆で作成することに大きな利点があると考えている。色々な資機材・作成方法の導入についても検討していきたい。』旨の発言があった。

友井警察本部長から、「似顔絵が得意な捜査官によると、捜査用の似顔絵は、『写実性』よりも『特徴を浮かび上がらせること』が重要で、特徴を強調することで、似顔絵を見た人に『この人を見たことがある』と思い起こさせることが大事であるとの話だった。画像作成ソフトやAIなどで、そのような点を踏まえて活用できるものがないか検討してまいりたい。」旨の発言があった。

(3) 刑事関係主要事件発生・検挙状況

暴力団幹部による給付金詐欺事件の検挙について報告を受けた。

(4) 青森県東方沖における最大震度5強の地震の発生

青森県東方沖における最大震度5強の地震の発生について報告を受けた。

吉本委員長から、「初の後発地震注意情報が発表されており、万が一の際に社会経済活動を維持するためにも、常に防災対応が必要である。今後ともよろしく願いたい。」旨の発言があった。

友井警察本部長から、「今年は7月末にカムチャツカ半島付近の地震発生に伴う津波警報が発令された。また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、最大の死者数が19万9千人と想定され、冬の寒さによる被害が大きな課題として掲げられている。今回は12月に地震が発生しており、寒さ対策を見直す機会と考えている。後発地震注意情報への対応を含めて、経験を積んで災害発生時に備えてまいりたい。」旨の発言があった。

2 決裁・報告事項

(1) 運転免許の取消処分

運転免許の取消処分を行った。

- (2) 道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部改正
警察行政手続オンライン化システムの運用開始に伴い、北海道公安委員会に対する道路交通法（昭和35年法律第105号）等に規定する特定の手続をオンラインで行うことが可能となるため、その手続に必要な事項を定めている道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を改正する必要があるとの説明を受け、道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則を制定することとした。
- (3) 公益通報の調査結果
公益通報の調査結果について報告を受けた。
- (4) 集団行動に関する許可事務専決状況報告
令和7年11月中における集団行動に関する許可事務専決状況について報告を受けた。
- (5) 沖縄県公安委員会からの援助要求
沖縄県公安委員会からの警察職員等の援助要求について説明を受け、援助を行うこととした。
- (6) 風俗営業者（社交飲食店）に対する取消処分
札幌方面管内の社交飲食店が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第22条第1項第1号に違反し、同法第26条第1項及び第2項に該当するとの説明を受け、同社交飲食店の風俗営業及び飲食店営業の停止処分をすることとした。
- (7) 深川警察署における原議ファイル紛失に伴う一斉点検結果及び今後の措置
深川警察署における原議ファイル紛失に伴う一斉点検結果及び今後の措置について報告を受けた。
- (8) 令和8年道警察重点目標等の報告
令和8年道警察重点目標等について報告を受けた。
- (9) 公文書開示請求に対する処分
公文書開示請求について、開示処分とした。
- (10) 公文書開示請求の受理及び処分
公文書開示請求の受理について報告を受け、不存在処分とした。
- (11) 苦情及び要望・意見の受理
公安委員会宛て苦情及び要望・意見の受理について報告を受けた。
- (12) 要望・意見の調査結果
公安委員会宛て要望・意見の調査結果について報告を受け、回答内容を決定した。
- (13) 苦情の調査結果
公安委員会宛て苦情の調査結果について報告を受け、回答内容を決定した。
- (14) 直接通報の調査結果
公安委員会宛て直接通報の調査結果について報告を受けた。